

市第28号議案

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成 6 年 9 月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後に」を削り、「には」を「であって、次のいずれかに該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 対象小児が 1 歳に達する日の属する月の翌月の初日から 3 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときであって、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日が 1 月から 7 月までの間にあるときはその日の属する年の前々年の、8 月から 12 月までの間にあるときはその日の属する年の前年の当該対象小児の保護者の所得が、次項に規定する規則で定める額以上であるとき。

ア 対象小児が 1 歳に達する日の属する月の翌月の初日から 2 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるとき 1 歳に達する日の翌日

イ 対象小児が 2 歳に達する日の属する月の翌月の初日から 3

歳に達する日の属する月の末日までの間にあるとき 2歳に
達する日の翌日

- (2) 対象小児が9歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後
にあるとき。

第4条第2項中「対象幼児等」という。)」の次に「であって3
歳に達する日の属する月の翌月の初日以後にあるもの」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市小児の医療費助成に関する条例
(以下「新条例」という。)の規定に基づく医療証の交付の申請
の手續その他のこの条例の施行のために必要な準備行為は、この
条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うこ
とができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、施行日以後に対象小児が受けた医療に係る費
用の助成について適用し、施行日前に対象小児が受けた医療に係
る費用の助成については、なお従前の例による。

提 案 理 由

1歳児及び2歳児について医療費助成の対象を拡大するため、横
浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正したいので提案す
る。

参 考

横浜市小児の医療費助成に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（医療費の助成）

第 4 条 横浜市は、対象小児が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する費用（食事療養に係る費用を除く。）のうち、当該対象小児の保護者が負担すべき額（以下「自己負担額」という。）に相当する額（対象小児（その保護者が次項に定める所得のあった年の翌年の 1 月 1 日において日本国内に住所を有し、当該所得について地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる市町村民税（特別区が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同法第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる税を含む。）が課されていない場合を除く。）が 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後に医療を受ける場合（入院の場合を除く。）であって、次のいずれかに該当するときは、医療取扱機関には（薬局を除く。）ごとに医療を受ける場合 1 回につき 500 円（当該自己負担額が 500 円未満である場合にあっては、当該自己負担額に相当する額）を控除した額。以下同じ。）を助成する。

(1) 対象小児が 1 歳に達する日の属する月の翌月の初日から 3 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときであって、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日が 1 月から 7 月までの間にあるときはその日の属する年の前々年の、8 月から 12 月までの間にあるときはその日の属する年の前年の当該対象小児の保護者の所得が、次項に規定する規則で定める額以上であるとき。

ア 対象小児が 1 歳に達する日の属する月の翌月の初日から 2 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるとき 1 歳に達する日の翌日

イ 対象小児が 2 歳に達する日の属する月の翌月の初日から 3 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるとき 2 歳に達する日の翌日

(2) 対象小児が 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後にあるとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象小児のうちの幼児等（以下「対象幼児等」という。）であって 3 歳に達する日の属する月の翌月の初日以後にあるもの及び対象小児のうちの児童（以下「対象児童」という。）の保護者に対する助成は、医療取扱機関において医療を受けた日が 1 月から 7 月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前々年の、8 月から 12 月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前年の当該保護者の所得が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない 18 歳に満たない者で当該保護者が当該所得のあった年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは行わない。

（第 3 項省略）